

ニッセイ・ウェルス
投資型年金
〈米ドル建〉
指定通貨建変額個人年金保険

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

当書面の記載について

- 当書面では、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」と一部異なる表記をしている場合があります。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点における当社所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

- 野村證券株式会社(募集代理店)では複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合があります。

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

☎ 0120-803-511

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

www.nw-life.co.jp

[募集代理店]

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

[募集代理店]

野村證券株式会社

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

ご契約前に十分にお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社については以下のとおりです。

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
※この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」において、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-803-511 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

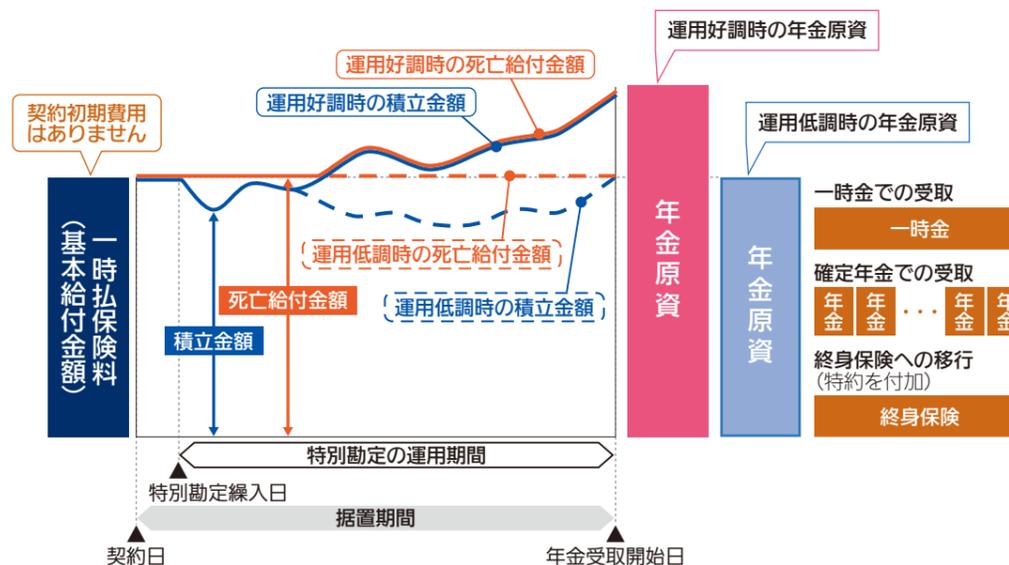
2 この保険のしくみについては以下のとおりです。

この保険の正式名称は、指定通貨建変額個人年金保険です。

- この保険は、一時払保険料の全額を特別勘定への繰入日から年金受取開始日前日までの期間において特別勘定で運用し、その運用実績にもとづいて、積立金額、解約払戻金額、死亡給付金額や将来の年金額等が変動する保険料一時払の変額個人年金保険です。
- ご契約に適用される通貨は米ドルとなります。
- 特別勘定の積立金は日々評価されますので、運用実績により日々変動します。
- 被保険者が所定の年齢に達した時から、毎年一定額の年金をお受け取りいただけます。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は運用実績にかかわらず、一時払保険料相当額が米ドル建で最低保証されます。
- この保険は解約払戻金の計算時に契約日からの経過年数に応じた解約控除を適用します。
- この保険における特別勘定は、設定する特別勘定に対して募集期間が限定されている単位型タイプの特別勘定(単位型特別勘定)になります。募集期間に応じて、保険料払込可能期間が設定されていますので、当該期間内に払込みください。

募集期間(2ヵ月間)	保険料払込可能期間(1ヵ月間)	契約日
1月1日～2月末日	2月1日～2月末日	3月1日
3月1日～4月末日	4月1日～4月末日	5月1日
5月1日～6月末日	6月1日～6月末日	7月1日
7月1日～8月末日	8月1日～8月末日	9月1日
9月1日～10月末日	10月1日～10月末日	11月1日
11月1日～12月末日	12月1日～12月末日	1月1日

【しくみ図】



※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
 ※年金原資は、年金受取開始日前日末の積立金額となります。
 ※当図はイメージ図であり、将来の死亡給付金額や積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡給付金額や積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

- 年金原資および解約払戻金には最低保証はありません。
- この保険の特別勘定は投資信託を通じて、据置期間満了時に一時払保険料相当額以上で償還されるゴールドマン・サックス社債に主に投資します。
- 投資対象とするパフォーマンス連動債の保証人であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振等により著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、積立金額が減少する可能性があります。

3 この保険には投資リスクや為替リスクがあります。

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 特別勘定については以下のとおりです。

■この商品の特別勘定の種類と運用方針等は以下のとおりです。特別勘定の運用方針は当社が定めます。

特別勘定の名称	ブリッジウォーター・マクロ戦略 10-YY-MM*1 (米ドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド VA (米ドル建) 10-YY-MM*1 (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメント One 株式会社
運用関係費用*2	信託報酬として、投資信託の純資産総額に対して、年率0.11% (税込) の1/365を毎日控除します。
特別勘定の運用方針	投資信託を用いて米ドル建の債券に高位に投資することにより、満期時の所定の金額の確保をめざしながら、中長期的に高い投資成果を上げることをめざします。

*1 YY: 契約日の属する西暦の下2桁、MM: 契約日が属する月

*2 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。また、記載の信託報酬は、2023年7月現在のものであり、運用会社により将来変更されることがあります。

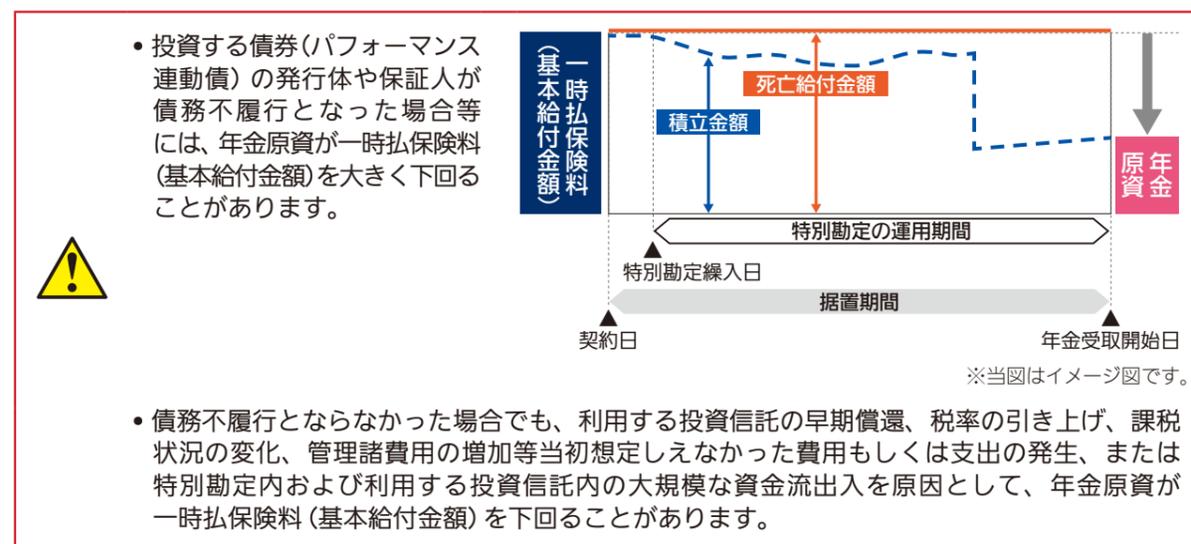
この保険にかかる費用については、

👉 **注意喚起情報** 冒頭の **お客さまにご負担いただく費用があります。** をご覧ください。

■この保険における特別勘定については、投資信託を用いてゴールドマン・サックスが発行するパフォーマンス連動債*3に高位に投資し*4、据置期間満了時の元本確保をめざすことに加えて、ブリッジウォーター・マクロ戦略指数のパフォーマンスに連動した運用成果を受け取ることをめざします。

*3 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付与されます。市場環境の変化や規制の変更等によって、将来発行される債券の発行体は変更される可能性があります。

*4 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。



契約概要に記載の資産運用に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

<特別勘定のリスクについて>

■主な投資リスクは以下のとおりです。

価格変動リスク	金利の変動は、公社債等の債券価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般的に公社債等の債券価格を下落させ、基準価額が下落する要因となりますので、積立金額が減少する可能性があります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外国通貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。このため為替相場の変動によっては、積立金額が減少する可能性があります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。このため積立金額が減少する可能性があります。
銘柄集中リスク	特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない場合、当該債券へのリスクが顕在化したときは、多数の銘柄に分散投資を行う場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が下落する要因となりますので、積立金額が減少する可能性があります。
流動性リスク	市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上に基準価額が下落し、積立金額が減少する可能性があります。
早期償還リスク	投資対象とする債券が債務不履行となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。この場合、当該債券は時価で換金されるため、積立金額が減少する可能性があります。

<資産の評価方法について>

■特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金額は、その運用実績により増減します。特別勘定資産の評価方法は以下のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。

- ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価をします。
- ② ①以外の資産については、原価法によります。
- ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上します。

<特別勘定の繰り入れについて>

■この保険の責任開始期、契約日、特別勘定への繰入日は以下のとおりです。

責任開始期	契約日	特別勘定への繰入日
一時払保険料(相当額)を受け取った時	責任開始日の属する月の翌月1日	契約日が属する月の8日の翌営業日の翌日

■一時払保険料は、契約日が属する月の8日の翌営業日のユニット価格*を基準として、その翌日に特別勘定へ繰り入れられます。

*特別勘定へ繰り入れる際のユニット価格は「100」とします。

6 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです。

契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	0～74歳 ※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
指定通貨	米ドル
据置期間	10年
一時払保険料／年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。
①一時払保険料 (基本給付金額) ※保険料単位： 100米ドル (円入金時は1万円)	最低 30,000米ドル 円入金時：300万円 ※保険料円入金特約付加
	最高 10億円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 当社の定める他の保険契約 の基本給付金額等* </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 今回お申込みの 基本給付金額 </div> ≤ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #f0f0f0;"> 通算最高限度額 10億円 </div> <small>※今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。 ※円換算にあたっては、責任開始日が属する年度の当社が定める通算為替レートを 用います。</small>
②最低年金額	円での受取：1,000米ドル 米ドルでの受取：6,000米ドル
保険料払込方法	一時払のみ(野村証券経由または指定金融機関口座への送金)
契約者	被保険者と同一(法人契約可)
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族(複数名お選びいただけます) ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。
年金受取人	契約者 ※継続年金受取人について 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、あらかじめ指定した「継続年金受取人」に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。「継続年金受取人」は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみご指定いただけます。
その他取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。 指定通貨の変更、据置期間の延長・短縮、基本給付金額の増額、積立金の移転および契約者貸付のお取扱いはありません。

※上記の範囲内でも、市場金利情勢等により、ご加入いただけない場合があります。

※具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」に記入していただきますので、お申込みの際は、この「契約概要」と「契約申込書」にてご確認ください。

7 この保険に配当金はありません。

8 保障内容(年金のお取扱い)については以下のとおりです。

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、次の方法でお受け取りいただけます。

確定年金	5年・10年・20年
一時金 (年金原資の一時受取)	年金受取にかえて、年金原資を一時受取することができます。

■年金のお受け取りについては、所定の範囲内で、次の変更や選択ができます。

	年金受取開始時	年金受取開始後
年金受取期間の変更	○	×
1年間の年金受取回数の変更・選択	○	○

■年金額は、年金受取開始日前日末の積立金額を年金原資として、年金受取開始日における当社の定める率により算出されます。そのため、年金額は年金受取開始日まで確定しません。なお、年金受取開始日において年金額が当社の定めた額に達しない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金原資をご契約者にお支払いしてご契約は消滅します。

9 保障内容(死亡給付金のお支払い)については以下のとおりです。

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が年金受取開始日前に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ①基本給付金額 ②積立金額	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 重大事由によりご契約が解除された場合 等

※特別勘定への繰入日の前日までの死亡給付金額は、一時払保険料相当額となります。

10 主な特約については以下のとおりです。

保険料円入金特約

米ドル建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

米ドル建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円支払特約

- 米ドル建の年金や年金原資を円で受け取ることができます。
- 初回の年金受取や年金原資の一時受取のご請求の際に、この特約を付加できます。
※年金受取開始日(請求書類が年金受取開始日後に到着した場合は、到着日の翌営業日)のTTMで米ドルを円に換算します。また、2回目以後の年金受取は、毎回の年金受取日のTTMで円に換算します。
※年金受取開始後(2回目以後の年金受取)に特約を付加することも可能です。ご希望の際は、当社カスタマーサービスセンターまでお問合せください。
- この特約の付加による円での受取開始後は、米ドルでの年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日(為替判定日)の為替レートが、あらかじめ設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は米ドルで据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円～200円(1円単位)で設定でき、設定後に変更することもできます。
- 米ドルで据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 米ドルで据え置かれた年金とその利息は、円または米ドルで引き出すことができます。
※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、米ドルによる年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、米ドルによる据置年金および利息の全額を受け取りとなります(年金受取人からお申し出があった場合は、円による受け取りに変更することができます)。

終身保険移行特約

- ご契約から1年経過以後の据置期間中または年金受取開始時に、ご契約者からのお申し出により終身保険に移行することができます。
- 終身保険の移行にあたっては、移行日に応じた次の範囲でのお取扱いとなります。

移行日	特約積立金とする金額*	移行後の通貨
据置期間中	移行日前日の解約払戻金額	円、指定通貨(米ドル)
年金受取開始日 ※年金受取開始日前の2ヵ月間にお申し出があった場合	年金原資	

*移行後の通貨が円の場合は、解約払戻金または年金原資の円換算額を特約積立金額とします。

- 被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われず。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。

※移行後の終身保険については、移行日における当社所定の利率が適用されます。

年金移行特約

ご契約から5年経過以後の据置期間中または終身保険移行特約による終身保険への移行後に、ご契約者からのお申し出により一般勘定で運用する定額年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- 確定年金(年金受取期間:5・10・15・20・30・36年)
- 保証期間付終身年金(保証期間:5・10・15・20・30・36年)
- 年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

ご家族登録制度利用規程



指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求(代理請求)を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

次のページに続きます

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

○特別勘定による運用期間中の費用

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費用	ご契約の締結・維持および死亡給付金のお支払い等にかかる費用	積立金額に対して年率2.00%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除
運用関係費用*1	投資信託の信託報酬等の特別勘定の運用にかかる費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.11% (税込)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除

*1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変わる等の理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。また、記載の信託報酬は、2023年7月現在のものであり、運用会社により将来変更されることがあります。

この保険における特別勘定において利用する投資信託が投資対象とするパフォーマンス連動債において、参照する指数の計算にあたっては戦略控除率(指数値に対し年率0.5%)および複製コスト(参照指数の構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません*2)が控除されます。

*2 【参考】複製コストのシミュレーション結果：年率0.625%~0.650%の範囲
(期間：2010年10月29日~2023年5月31日)

○年金支払期間中の費用

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を責任準備金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
円建終身保険に移行する場合 【終身保険移行特約】	
円建の年金で受け取る場合 【年金移行特約】	

* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金円支払特約の付加により、年金や一時支払による年金原資を円貨にてお支払いする場合、為替手数料のご負担はありません。

※保険料を円貨や指定通貨以外の外貨でご用意される際や保険料を指定通貨でお払込みになる際、また、年金等を指定通貨でお受け取りになる際やその通貨を円貨に交換してお引き出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額時にご負担いただく費用(解約控除)】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長7年間は、契約日から解約・減額計算基準日*1までの経過年数に応じた解約控除額を積立金から差し引きます。解約控除額は基本給付金額(一時払保険料相当額)*2に次の解約控除率を乗じた金額となります。

*1 必要書類を当社が受け付けた日の翌日からその日を含めて3営業日目の日

*2 減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

〈解約控除率〉

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
控除率	6.00%	5.15%	4.30%	3.45%	2.60%	1.75%	0.90%	—

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の前日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除した当社の定める率により運用します。また、毎年の年金支払日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。
- 終身保険移行特約による終身保険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

⚠ この保険には投資リスクや為替リスクがあります。

- **この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- **この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動により、年金等の総受取額や年金原資の額が、一時払保険料の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、年金等や年金原資の受取時円換算額が、契約時円換算額を下回ることがあります。**

※上記のリスクについてよくご確認いただき、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
ご不明点などございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。
- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんのでご注意ください。
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

- 保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかる場合があります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損（益）

- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態や職業について、告知いただく必要はありません。

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障の開始時期（責任開始期）は以下のとおりです。

- 当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。
- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- お客さまからのお申込みに対して、当社が承諾の判断を行うにあたり、日数を要する場合がございます。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 次の場合、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ご契約者または死亡給付金受取人の故意 等
- 重大事由による解除の場合
 - ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
 - ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等について、次の点にご留意ください。

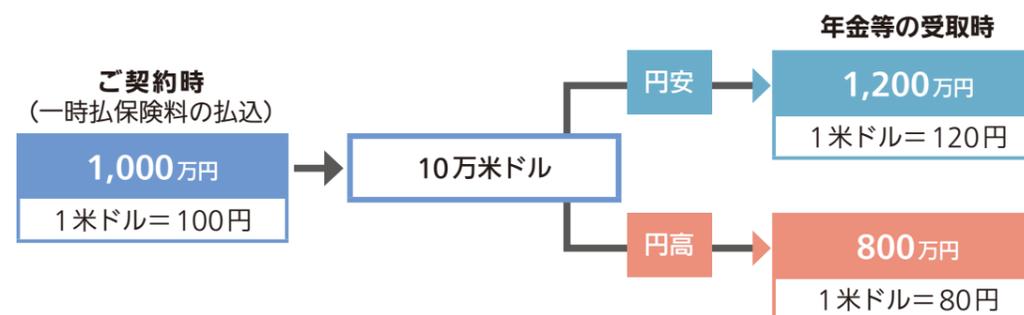
- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

- 年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により年金等の総受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

○為替リスクの例（米ドルの場合）



7 解約払戻金や年金原資は、一時払保険料より少ない金額になることがあります。

積立金は、一時払保険料の特別勘定への繰入日から年金支払開始日前日までの期間において特別勘定で運用され、特別勘定の運用実績（債券価格や株価、為替の変動など）により、将来の年金原資、年金額、死亡給付金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。また、ご契約を解約・減額する際には、契約日から解約・減額計算基準日までの経過年数に応じた解約控除が適用されます。このため、運用実績によってはお受け取りになる年金の合計額、解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。

解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  [契約概要](#) **11** 解約払戻金については以下のとおりです。をご覧ください。

8 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 この保険は生命保険商品です。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 特別勘定を廃止または新設することがあります。

- 将来この保険のために設定された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となりえる等の理由により廃止することがあります。また、将来この保険のために新たに設定された特別勘定は、この契約においても利用できるものとします。
- 特別勘定を廃止する場合、特別勘定の廃止1ヵ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定に関するその他詳細については「特別勘定のしおり」をご確認ください。

11 現在加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約に加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります（該当の場合のみご確認ください）。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 現在加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

12 特に、現在加入されている一時払年金保険契約を解約・減額して、新たに保険契約のお申込みをご検討されている方は、以下の事項にご留意ください（該当の場合のみご確認ください）。

- 一時払年金保険契約を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。
- 一時払年金保険契約を解約された場合、解約払戻金額が払込保険料を下回ることがあります。
- 一時払年金保険契約を減額された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。なお、減額された場合、減額せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除期間のある一時払年金保険契約を解約控除期間で解約の場合、契約日または増額日から解約計算基準日までの経過年数に応じた解約控除額を積立金（減額の場合は減額請求金額）から控除した金額が解約払戻金額となります。
- 新たにお申込みの保険契約は、解約されるご契約と商品内容等が異なる場合があります。

13 税金のお取扱いについては以下のとおりです。

- 税務のお取扱いは2023年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈一時払保険料について〉

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

*契約日の属する年が基準となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

次のページに続きます

〈解約払戻金（解約差益）に対する課税〉

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
確定年金	源泉分離課税	所得税（一時所得）+ 住民税

〈死亡給付金に対する課税〉

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*

*他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）〈相続税法第12条〉」が適用されます。

〈一時金受取（年金原資の一時支払）に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）〉

所得税（一時所得）+ 住民税

〈年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）〉

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）+ 住民税	所得税（一時所得）+ 住民税

※年金支払開始日以後は、「生命保険金の非課税枠〈相続税法第12条〉」の適用はありません。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象		換算基準日	適用為替レート*1
保険料		一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金		支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）
一時金受取 （年金原資の一時支払）		年金支払開始日	TTM（対顧客電信仲値）
年金		年金支払日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	解約計算基準日*2	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	解約計算基準日*2	TTM（対顧客電信仲値）

*1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

*2 必要書類の当社受付日の翌日からその日を含めて3営業日目の日となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加等により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

14

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については
下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

☎ 0120-803-511

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

15

この商品に係る指定紛争解決機関は
一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

